

激突災害事例

災害発生状況

建築現場において、基礎部分のコンクリート打設作業を行っていたところ、生コン打設用に使っていたコンクリートポンプ車の第2ブームが折損し、打設場所の均し作業を行っていた被災者にブームが激突した。

原因

- ・コンクリートポンプ車の長期使用によりブームの特定箇所に金属疲労が蓄積した状態で、使用制限を超えるホース延長でコンクリート圧送作業を行ったため、ブームに構造上の制限を超える負荷がかかり折損したこと。
- ・コンクリート圧送作業中、当該ブーム下に被災者を立ち入らせたこと。
- ・特定自主検査は目視による検査のみであったため、ブームの亀裂を事前に発見できなかったこと。
- ・コンクリートポンプ車の能力や打設箇所等に適応した作業計画の検討が不十分であったこと。

対策

- ・コンクリートポンプ車の構造上定められた先端ホース長さの使用制限を確実に守ること。
- ・コンクリート圧送作業中、当該ブーム下に作業員を立ち入らせないこと。
- ・ブーム等の亀裂が疑わしい場合、浸透探傷法による検査のほか、超音波探傷器等を行い、問題が認められた場合、補修又は取替を行うこと。
- ・コンクリートポンプ車の打設に係る作業計画の作成にあたっては、当該ポンプ車の能力や打設箇所等に適応するものとし、本作業計画に基づき作業を行うこと。

